

は 建設防広島

発行所 ☎730-0012
 広島市中区上八丁堀8番10号
 建設業労働災害防止協会広島県支部
 TEL (082) 228-8250
 印刷所 広島市西区東観音町3番8号
 中外印刷株式会社
 TEL (082) 291-4646

定価 40円 送料 60円 毎月1回 10日発行 会員の方は会費に「建設防広島」の購読料が含まれています。 3月号

令和3年度 建設業 年度末労働災害防止強調月間

期間/令和4年3月1日~3月31日

労働災害防止活動を実施しています!!

建災防では、年度末の労働災害防止を目的に「建設業年度末労働災害防止強調月間」を定め、各分会において2月、3月にかけて安全パトロールを計画しておりましたが、本年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止をした分会もあり、広島分会のみの実施となりました。

広島分会では、3月4日に東区、西区、南区・安芸地区、中区、東広島市の5つの地区で、美術館改修工事、浄化センター建設工事、会社事務所新築工事、マンション新築工事2現場を広島中央労働基準監督署、建災防分会役員、安全指導者、地区委員、建災防安全管理士、建災防広島県支部職員の総勢41名で特別安全パトロールを実施しました。

今回のパトロールでは、昨年度に墜落・転落による死亡災害が発生していることから、「墜落・災害防止」「作業手順の順守」「年度末を控えてあせり、うっかり災害の防止」を安全診断重点事項として、高所作業における作業床や手すりの設置、足場点検の実施及び事業者による始業前点検の実施、フルハーネス型安全帯の使用、注意喚起の表示等の「見える化」の推進状況、建設機械・クレーン等災害の防止として、作業計画の作成と作業手順の遵守、作業範囲内の立入禁止措置等の対策の確認、朝礼、ミーティング、協議会等の実施状況について、パトロールを行って良好な事項、改善が望まれる事項や気が付いたことについて意見交換をしました。

どの現場も場内の整理整頓、足場等設備の点検・整備や開口部養生等の墜落・転落災害防止対策及び車両系建設機械等の作業計画の作成と作業手順の周知並びに工事関係者に対する指示・指導、作業間調整等のコミュニケーションは良好に実施されており、この現場では「災害を絶対起こさない」という強い決意が感じられました。

パトロールさせていただいた現場が無事故・無災害で竣工されるよう安全管理活動の継続をお願いしました。



東区



西区



西区



南区・安芸区



中区



東広島地区

目次

○ 建設業年度末労働災害防止強調月間	1	○ 建設業の安全衛生に係る発明・研究等の作品を募集します!	6
○ 改正石綿障害予防規則の概要	2	○ 労働災害発生状況	7
○ 建設工事一斉監督実施結果	4	○ 講習・行事コーナー (令和4年3月~6月)	8
○ 令和3年度 建設工事一斉監督実施結果	5		

改正石綿障害予防規則の概要（改正事項のみ記載）

広島労働局 労働基準部 健康安全課長 高松 達朗

石綿障害予防規則等の改正事項と施行日

	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	7月	10月	4月	4月	4月	4月	10月	
事前調査方法の明確化		周知	令和3年4月施行					
分析調査を不要とする規定の吹付け材への適用		周知	令和3年4月施行					
事前調査・分析調査を行う者の要件新設			周知、事前調査・分析調査を行う資格を有する者の育成（全国的な講習の実施）				令和5年10月施行	
事前調査及び分析調査結果の記録等		周知	令和3年4月施行					
計画届の対象拡大		周知	令和3年4月施行					
解体・改修事に係る事前調査結果等の届出制度の新設			周知、電子届出システムの開発		令和4年4月施行			
負圧隔離を要する作業に係る措置の強化		周知	令和3年4月施行					
けい酸カルシウム板第1種を切断等する場合の措置の新設		周知	令和2年10月施行					
仕上塗材を電動工具を使用して除去する場合の措置の新設		周知	令和3年4月施行					
石綿含有成形品に対する措置の強化（切断等の原則禁止）		周知	令和3年4月施行					
労働者ごとの作業の記録項目の追加		周知	令和3年4月施行					
作業実施状況の写真等による記録の義務化		周知	令和3年4月施行					
発注者による事前調査・作業状況の記録に対する配慮		周知	令和3年4月施行					

施行日前であっても必要な知識等を有する者に
行わせることが望ましい

それぞれの施行日以降に開始
される工事/作業から適用
(調査時点ではないことに留意)

工事開始前の石綿の有無の調査（事前調査）について

1. 事前調査の方法の明確化（令和3年4月1日～）

- 対象は、工事対象となる全ての部材
- 事前調査は、設計図書などの文書の調査及び目視による調査のこと。
※「目視」とは、単に目で見て判断することではなく、**現地で部材の製品情報などを確認**すること。
- 目視ができない部分は、目視が可能となった時点で調査すること。
- 石綿が使用されていないと判断する方法（製品の特定が前提）
 - ・その製品のメーカーによる証明や成分情報などと照合する方法
 - ・その製造年月日が平成18年9月1日以降であることを確認する方法
- 目視等によらなくても良い場合
 - ・過去に行われた事前調査に相当する調査の結果の確認
 - ・インベントリ確認証書が交付されている船舶のインベントリの確認
 - ・着工日が平成18年9月1日以降であることの確認（次に掲げる潜水艦を除く）
 - ・平成18年9月1日以降に製造工事が開始された潜水艦であって、平成21年4月1日以降にガスケット又はグランドパッキングが設置されたものについては、当該製造工事の着工日及び当該ガスケット又はグランドパッキングの設置日を設計図書等の文書で確認する方法
- 調査不要となる要件
 - ・木材、金属、ガラス、石、畳等石綿が含まれていないことが明らかなものの工事で、切断等、除去または取り外し時に周囲の材料を損傷させるおそれのない作業
 - ・釘を打つ、釘を抜く等、工事対象に軽微な損傷しか及ぼさない作業
 - ・新たな材料を追加するのみの作業
 - ・石綿が使用されていないことが確認されている特定の工作物の解体・改修の作業
 - ・国交省、経産省、農水省及び防衛装備庁により、法令等で用途や仕様の確認、調査結果から石綿が使用されていないことが確認された工作物等の解体・改修の作業

2. 資格者による調査（令和5年10月1日～）

- 事前調査や、事前調査で石綿含有の有無が判断できなかった際の分析調査は**資格者が実施**する必要
- 建築物の事前調査を実施することができる者
 - ・特定建築物石綿含有建材調査者
 - ・一般建築物石綿含有建材調査者
 - ・一戸建て等石綿含有建材調査者（一戸建て住宅・共同住宅の内部に限定。）
 - ・令和5年9月までに日本アスベスト調査診断協会に登録された者
- ※船舶の事前調査を実施することができる者については、小型船造船業法に基づく主任技術者や建築物石綿含有建材調査者等であって、石綿や船舶等に係る一定の教育を受け修了考査に合格した者を告示で別途定める予定です。
- 分析調査を実施することができる者
 - ・厚生労働省が定める分析調査者講習を受講・修了考査に合格した者 等

石綿含有建材調査者講習の受講資格は、

- ・ **石綿作業主任者**
- ・ 建築に関する業務に一定期間以上従事した者（学歴により期間は変動。）
- ・ 行政経験（建築関係、環境関係、労働関係）等

石綿含有建材調査者講習は、**都道府県労働局長に登録した事業者**が実施、
広島県内では、**中央労働災害防止協会中国四国安全衛生サービスセンター**、**建設業労働災害防止協会広島県支部**等が実施。

3. 事前調査の結果の取扱い（令和3年4月1日～）

- 事前調査の結果の記録は3年間保存する必要
- 調査結果の写しを工事現場に備え付け、概要を見やすい場所に掲示する必要

【調査結果の記録項目】

- ・ 事業者の名称・住所、電話番号、現場の住所、工事の名称・概要
- ・ 事前調査の終了年月日
- ・ 工事対象の建築物・工作物・船舶の着工日、構造
- ・ 事前調査の実施部分、調査方法、調査結果（石綿の使用の有無とその判断根拠）

4. 工事開始前の労働基準監督署への報告（令和4年4月1日～）

- 一定規模以上の解体工事等は、工事開始前に電子システム(スマホでも可)により労働基準監督署への報告が必要

【報告が必要な工事】

・ 解体部分の床面積が80㎡以上の建築物の解体工事

※建築物の解体工事とは、建築物の壁、柱及び床を同時に撤去する工事のこと。

・ 請負金額が100万円以上の建築物の改修工事

※建築物の改修工事とは、建築物に現存する材料に何らかの変更を加える工事であって、建築物の解体工事以外のもの
※請負金額とは材料費も含めた工事全体の請負金額。

・ 請負金額が100万円以上の特定の工作物の解体工事・改修工事

※特定の工作物とは、反応槽、ボイラー、圧力容器、配管設備、焼却設備、煙突、貯蔵設備、発電設備等

・ 総トン数が20トン以上の船舶の解体又は改修工事



石綿総合情報ポータルサイト

【電子システムで報告が必要な内容】

- ・ 事業者名称・住所・電話番号・現場の住所・工事名称・概要・工事期間、事前調査の終了年月日、事前調査実施者の氏名、工事対象の建築物・工作物・船舶の新築工事の着工日、事前調査結果の概要、石綿作業主任者の氏名、床面積や請負金額等

- 複数の事業者が同一の工事を請け負っている場合は、元請事業者が請負事業者に関する内容も含めて報告する必要

- 平成18年9月1日以降に着工した工作物、船舶について、同一の部分を定期的に改修する場合は、一度報告を行えば、同一部分の改修工事については、その後の報告は不要

解体・改修工事に係る事前調査結果等の報告制度の新設（第4条の2）

■以下のいずれかの工事を行おうとするときは、あらかじめ、事前調査の結果等を労働基準監督署に電子報告しなければならないこととする。

<報告が必要な工事>

- ① 解体工事部分の床面積の合計が80㎡以上の建築物の解体工事
- ② 請負金額が税込100万円以上である建築物の改修工事
- ③ 請負金額が税込100万円以上である特定の工作物の解体又は改修工事
- ④ 総トン数が20トン以上の船舶の解体又は改修工事（※令和4年1月13日厚生労働省令第3号により追加）

【ポイント・留意事項】

※報告が必要となる基準であって、事前調査そのものが必要となる基準ではないことに留意

(例：床面積・請負金額にかかわらず、建築物の解体・改修工事は原則事前調査が必要
事前調査結果の報告対象とならない工作物も原則事前調査は必要)

※石綿がなしでも報告が必要。石綿全面禁止日（着工日等が平成18（2006）年9月1日）以降の建築物・工作物・船舶であっても報告が必要。

※同一工事を複数事業者が請け負っている場合は、元請事業者がまとめて報告する必要。

※法的に報告が必要となる項目は、石綿則第4条の2第2項のとおり。

- (①建築物・工作物・船舶のいずれの工事が、②新築工事の着工日が平成18年9月1日以降か否か、③事前調査者の資格要件の施行（令和5年10月1日）の前後、④石綿の有無等によって報告項目が異なってくることに留意)

広島労働局 監督課からの情報提供

建設工事一斉監督実施結果

(実施期間：令和3年12月1日から令和4年1月14日)

広島労働局 監督課

工事別 対象現場数等	災害復旧工事									左記以外									合計		
	土木工事			建築工事			その他 (設備工事等)			土木工事			建築工事			その他 (設備工事等)					
監督実施現場数	17			0			0			21			70			2			110		
何らかの違反が認められた現場数	9 (52.9%)			0			0			9 (42.9%)			49 (70.0%)			0 (0.0%)			67 (60.9%)		
違反事業場数	元請	下請	合計	元請	下請	合計	元請	下請	合計	元請	下請	合計	元請	下請	合計	元請	下請	合計	元請	下請	合計
	9	12	21	0	0	0	0	0	0	9	14	23	49	93	142	0	0	0	67	119	186
(違反率)	52.9%									42.9%			70.0%			0.0%			60.9%		

主な事項別の違反状況 (違反事業場数)

工事別 違反内容	災害復旧工事									左記以外									合計		
	土木工事			建築工事			その他 (設備工事等)			土木工事			建築工事			その他 (設備工事等)					
	元請	下請	合計	元請	下請	合計	元請	下請	合計	元請	下請	合計	元請	下請	合計	元請	下請	合計			
元請・注文者の責務、統括管理等	9	2	11	0	0	0	0	0	0	7	0	7	38	0	38	0	0	0	54	2	56
足場・通路・作業床等 (墜落防止措置)	4	4	8	0	0	0	0	0	0	2	2	4	30	47	77	0	0	0	36	53	89
車両系建設機械	2	4	6	0	0	0	0	0	0	2	4	6	0	6	6	0	0	0	4	14	18
クレーン等	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	3	0	0	0	1	4	5
作業主任者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	16	17	0	0	0	1	17	18
就業制限	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
特別教育、 雇入時教育等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
感電防止	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	2	0	0	0	1	1	2
粉じん、有機溶剤等 労働衛生関係	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	5	5	0	0	0	0	6	6
その他(安衛法)	1	1	2	0	0	0	0	0	0	0	7	7	7	19	26	0	0	0	8	27	35

令和3年度 建設工事一斉監督実施結果

(実施期間：令和3年12月1日～4年1月14日)

広島労働局

違反状況等(条文)		違反件数
元方事業者・注文者の措置義務違反		106
安衛法29条 1項	元方事業者の講ずべき措置等	51
安衛法30条 1項	元方事業者の講ずべき措置等	1
安衛則635条 1項	[安 30- -1] 協議組織の設置及び運営	4
安衛則635条 2項	[安 30- -1] 協議組織の設置及び運営	2
安衛則638条の3	[安 30- -1] 計画の作成	1
安衛則638条の4	[安 30- -1] 関係請負人の講ずべき措置についての指導	1
安衛則646条	[安 31- -1] 型わく支保工についての措置	1
安衛則649条	[安 31- -1] 電動機械器具についての措置	1
安衛則653条 1項	[安 31- -1] 物品揚卸等についての措置	17
安衛則654条	[安 31- -1] 架設通路についての措置	1
安衛則655条 1項	[安 31- -1] 足場についての措置	11
安衛則655条 1項	[安 31- -1] 丸太・鋼管足場の壁つなぎ	6
安衛則655条 1項	[安 31- -1] 足場の作業床	4
安衛則655条 2項	[安 31- -1] 足場についての措置	3
安衛則655条の2 1項	[安 31- -1] 作業構台についての措置	1
安衛則664条 1項	[安100- -1] 報告	1
作業主任者違反		18
安衛則18条	[安 14- -] 作業主任者の氏名等の周知	18
クレーン等による災害防止対策違反		8
安衛令20条 16号	[安61 - -1] 就業制限(玉掛)	1
クレーン則63条の2	[- -] 検査証の備え付け	1
クレーン則66条の2 1項	[安 20- -] 作業の方法等の決定等	1
クレーン則68条	[安 61- -1] 就業制限(移動式クレーン)	2
クレーン則74条	[安 20- -] 立入禁止(移動式クレーン)	1
クレーン則215条	[安 20- -] 不適格なワイヤーロープの使用	1
クレーン則220条	[安 20- -] 作業開始前の点検	1
建設機械等による災害防止対策違反		22
安衛則155条 1項	[安 20- -] 作業計画(車両系建設機械)	7
安衛則155条 2項	[安 20- -] 作業計画(車両系建設機械)	1
安衛則157条 1項	[安 20- -] 転落等の防止(車両系建設機械)	1
安衛則158条 1項	[安 20- -] 接触の防止(車両系建設機械)	4
安衛則160条 1項	[安 20- -] 運転位置から離れる場合の措置	5
安衛則164条 1項	[安 20- -] 用途外使用	3
安衛則194条の9 1項	[安 20- -] 作業計画(高所作業車)	1
墜落・飛来崩壊等、足場等関係違反		105
安衛則518条 1項	[安 21- -2] 作業床の設置等	2
安衛則519条 1項	[安 21- -2] 囲い等の設置	25
安衛則519条 2項	[安 21- -2] 囲い等の設置が困難なときの措置	7
安衛則526条 1項	[安 21- 2-] 昇降するための設備	15
安衛則537条	[安 21- -2] 物体の落下による危険の防止	1
安衛則539条の5	[安 21- -2] 作業計画(ロープ高所作業)	1
安衛則540条 1項	[安 23- -] 通路	8
安衛則542条	[安 23- -] 屋内に設ける通路	1
安衛則544条	[安 23- -] 作業場の床面	1
安衛則552条 1項	[安 20- -] 架設通路	2
安衛則556条 1項	[安 20- -] はしご道	2
安衛則562条 1項	[安 20- -] 最大積載荷重(足場)	4
安衛則562条 3項	[安 20- -] 最大積載荷重(足場)	2
安衛則563条 1項	[安 20- -] 作業床(足場)	20
安衛則567条 1項	[安 20- -] 点検(足場)	3
安衛則567条 3項	[安 20- -] 点検(足場)	2
安衛則570条 1項	[安 20- -] 鋼管足場	8
安衛則575条の6 1項	[安 20- -] 作業構台についての措置	1
機械等による危険防止対策違反		7
安衛則142条	[安 20- -] 混合器の覆い	1
安衛則237条	[安 20- -1] (型わく支保工)	1
安衛則240条 1項	[安 20- -1] (型わく支保工)	5
爆発・火災等、電気による危険防止対策等違反		3
安衛則337条	[安 20-3 -] 移動電線の被覆	1
安衛則338条	[安 20- -] 仮設の配線等	2
その他の安全衛生関係違反		7
石綿則32条	[安 22- -] 容器等	1
粉じん則27条 1項	[安 22- -] 呼吸用保護具の使用	6

令和4年度

建設業の安全衛生に係る 発明・研究等の作品を募集します!

当協会では、建設業の安全衛生に係る発明・研究・活動等により労働災害防止に顕著な功績があった方々を顕彰するため、作品を募集いたします。

ご応募は下記を参照してください。

なお、過去に顕彰を受賞した作品は、当協会ホームページよりご覧いただけます。

1 募集目的

当協会は、建設業の安全衛生に係る発明・研究・活動等により、労働災害防止や快適職場の形成等に顕著な功績があった方々を顕彰し、安全衛生意識の高揚を図るとともに、災害防止等に効果のある作品等を関係者に広く紹介し、職場の安全衛生管理に役立てることを目的に、「顕彰基金による顕彰」制度を設立・運営しております。

来年度においても「顕彰基金による顕彰」の対象となる作品を広く募集します。

2 募集内容

建設業における労働災害防止に効果のある新たな発明・研究、または、疲労やストレスを感じる事が少ない快適職場の形成等に寄与するもので、機械、設備等のハードの分野に限らず、施工技術、小集団活動等、ソフトの分野についても対象とし、日常の作業の中で、労働災害防止等についての創意工夫、地道な努力、前向きな考え方等が見られるもの。

3 応募資格

建設業に従事する者または団体ならびに建設業の安全衛生関係者等

※応募作品の考案者、特許所有者等が明確でないものは応募できません。

4 応募条件

- (1) 現時点においてアイデアだけのものではなく、完成し実際に活用されているもの。
- (2) 一般に広く活用できるという普及性、経済性を持ち、労働災害防止や快適職場の形成等に貢献することが期待できるもの。
- (3) 作品自体の本質安全が確保され、また、使用上の安全性が認められるもの。
- (4) 製品に独自性のあるもの。

5 応募方法

- (1) 当協会ホームページに応募用紙を掲載いたします。
- (2) 応募用紙には、氏名、会社・団体名、所属部署名、連絡先を明記のうえ、作品の特徴、背景、内容、効果等を具体的にご記入ください。

また、作品内容の説明資料は、写真等を書き込んだCD-ROM等と、印刷したものを応募用紙に添付のうえ、建災防本部業務部普及室までお送りください。

※過去の顕彰作品をホームページで紹介しておりますので、そちらをご参照のうえ、説明資料を作成してください。

- (3) 応募の締め切りは、**令和4年4月末日必着**といたします。

6 審査方法

学識経験者、有識者等による審査委員会を設置し、厳正なる審査を行います。

7 賞品

顕彰作品には、顕彰状、楯、副賞が授与されます。

8 顕彰式

来年度の顕彰は、令和4年10月石川県金沢市で開催する「第59回全国建設業労働災害防止大会（総合集会）」において行います。

9 顕彰作品および優秀作品の紹介

- (1) 顕彰作品は「全国建設業労働災害防止大会」において大会資料集に概要を掲載します。
- (2) 顕彰作品および優秀作品については、当協会広報誌「建設の安全」およびホームページ等に概要を掲載し全国に紹介します。

10 その他

- (1) 特許、実用新案等に関連のある作品は、その旨明記してください。
- (2) 顕彰作品の文章による紹介に当たっては、印刷等の都合上、多少文章表現を変更させていただくことがあります。
- (3) 応募書類は返却いたしません。
- (4) 顕彰式参加の旅費等については、各自ご負担となりますので、予め御了承ください。
- (5) 個人情報保護法により、お送り頂いた個人情報は、ご応募いただいた作品に関することでの質問、結果発表以外には使用いたしません。

お申し込み・お問い合わせ先

建設業労働災害防止協会 本部 業務部普及室

住所：〒108-0014 東京都港区芝5-35-2 安全衛生総合会館7階

電話：03-3453-8202 FAX：03-3456-2458



第58回全国大会の様子

令和2年・令和3年 建設業における事故の型別労働災害発生状況 (労働者死傷病報告による)
 広島労働局 (令和4年1月末)

事故の型別	墜落転落	転倒	激突	飛来落下	崩壊倒壊	激突され	はさまれ・巻き込まれ	切れこすれ	踏み抜き	高温・低温の物の接	有害物の触	爆発火災	感電	交通事故	動作の反動	その他	合計
令和2年	(1) 103	41	18	19	6	26	(1) 38	32	2	11	2	1	2	24	20	9	(2) 354
令和3年	(1) 112	41	17	21	9	23	32	25	2	1		1		(1) 17	26	(1) 40	(3) 368

() 内は、死亡で内数

令和2年・令和3年 全産業・建設業・署別労働災害発生状況 (労働者死傷病報告による)
 広島労働局 (令和4年1月末)

署別	全 産 業							建 設 業							対前年増減数	対前年増減率 (%)	建設業/全産業 (%)
	令和2年			令和3年			増減数	令和2年			令和3年						
	死亡	休業	死傷計	死亡	休業	死傷計		死亡	休業	死傷計	死亡	休業	死傷計				
広島中央	3	950	953	2	1147	1149	196	2	102	104		101	101	-3	-2.9	8.8	
呉	4	267	271	1	330	331	60		20	20		32	32	12	60.0	9.7	
福山	2	616	618	3	673	676	58		86	86	1	72	73	-13	-15.1	10.8	
三原	2	159	161	1	166	167	6		26	26	1	20	21	-5	-19.2	12.6	
尾道	1	202	203		211	211	8		30	30		18	18	-12	-40.0	8.5	
三次		191	191		199	199	8		31	31		33	33	2	6.5	16.6	
広島北	2	326	328	3	506	509	181		42	42	1	56	57	15	35.7	11.2	
廿日市		280	280	1	319	320	40		15	15		33	33	18	120.0	10.3	
合計	14	2,991	3,005	11	3,551	3,562	557	2	352	354	3	365	368	14	4.0	10.3	

令和3年・令和4年 建設業における事故の型別労働災害発生状況 (労働者死傷病報告による)
 広島労働局 (令和4年1月末)

事故の型別	墜落転落	転倒	激突	飛来落下	崩壊倒壊	激突され	はさまれ・巻き込まれ	切れこすれ	踏み抜き	高温・低温の物の接	有害物の触	爆発火災	感電	交通事故	動作の反動	その他	合計
令和3年	7	1		2										2	1		13
令和4年	5	(1) 4		3		1		1								5	(1) 19

() 内は、死亡で内数

令和3年・令和4年 全産業・建設業・署別労働災害発生状況 (労働者死傷病報告による)
 広島労働局 (令和4年1月末)

署別	全 産 業							建 設 業							対前年増減数	対前年増減率 (%)	建設業/全産業 (%)
	令和3年			令和4年			増減数	令和3年			令和4年						
	死亡	休業	死傷計	死亡	休業	死傷計		死亡	休業	死傷計	死亡	休業	死傷計				
広島中央		25	25	1	46	47	22		2	2	1	7	8	6	300.0	17.0	
呉		13	13		11	11	-2		1	1		1	1			9.1	
福山		22	22		23	23	1		5	5				-5	-100.0		
三原		7	7		32	32	25					2	2	2	-	-	
尾道		13	13		9	9	-4		3	3		4	4	1	33.3	44.4	
三次		9	9		9	9			2	2		1	1	-1	-	11.1	
広島北		11	11		16	16	5					2	2	2		-	
廿日市		14	14		11	11	-3					1	1	1		-	
合計		114	114	1	157	158	44		13	13	1	18	19	6	46.2	12.0	

新型コロナウイルスの感染拡大防止に関する行政からの取組要請があった場合は、中止、または延期する場合があります、ご協力をお願いします。

令和3年度講習計画

(令和4年3月末までの計画)

建設業労働災害防止協会広島県支部

建設工事に従事する労働者のための安全衛生教育「建設従事者教育」(6時間)
*要請により、随時実施(支部)

作業主任者技能講習日程

足場の組立て等	実施場所	受付分会
3月16~17日	広島市	支部

統括・職長等各種教育日程

職長・安全衛生責任者教育	実施場所	受付分会
3月16~17日	三原市	三原

令和4年度講習計画

(令和4年4月~6月末までの計画)

作業主任者技能講習日程

足場の組立て等	実施場所	受付分会	地山の掘削及び土止め支保工	実施場所	受付分会	酸素欠乏・硫化水素危険	実施場所	受付分会
4月12~13日	広島市	支部	4月13~15日	三次市	三次	5月13・14・16日	広島市	支部
5月10~11日	福山市	福山	5月24~26日	呉市	呉			
6月16~17日	尾道市	尾道	6月21~23日	広島市	広島			
型枠支保工の組立て等	実施場所	受付分会	建築物等の鉄骨の組立て等	実施場所	受付分会			
6月23~24日	福山市	福山	6月2~3日	広島市	支部			

建築物石綿含有建材調査者講習(一般)

日程	実施場所	受付分会
4月5~6日	広島市	支部
6月8~9日	広島市	支部

特別教育日程

足場の組立て等	実施場所	受付分会	巻き上げ機(ウインチ)運転	実施場所	受付分会	フルハーネス型安全帯使用作業	実施場所	受付分会
4月20日	広島市	支部	4月26日	広島市	広島	4月14日	広島市	支部
5月27日	呉市	呉	5月19日	福山市	福山	26日	福山市	福山
6月1日	広島市	支部				5月19日	呉市	呉
7日	福山市	福山	低圧電気取扱業務	実施場所	受付分会	24日	広島市	支部
28日	三原市	三原	4月21日	広島市	広島	6月14日	三次市	三次
ロープ高所作業(学科のみ)	実施場所	受付分会	自由研削砥石取替え等業務	実施場所	受付分会			
4月19日	広島市	支部	4月22日	福山市	福山			
			6月29日	広島市	広島			

特別教育に準じた教育日程

振動工具取扱作業従事者	実施場所	受付分会
4月25日	三原市	三原

統括・職長等各種教育日程

職長・安全衛生責任者教育	実施場所	受付分会	熱中症予防指導員・管理者	実施場所	受付分会	足場能力向上教育 足場点検実務者研修	実施場所	受付分会
5月17~18日	尾道市	尾道	5月9日	広島市	支部	6月30日	広島市	支部
26~27日	広島市	広島	16日	福山市	福山			
6月2~3日	福山市	福山	6月6日	広島市	支部			
16~17日	呉市	呉	28日	福山市	福山	職長・安全衛生責任者 能力向上教育	実施場所	受付分会
28~29日	三次市	三次				6月24日	呉市	呉
現場管理者統括管理	実施場所	受付分会	斜面点検者教育	実施場所	受付分会			
6月16日	福山市	福山	5月10日	広島市	支部			

*詳細につきましては、支部及び各分会にお問い合わせください。

なお、定数に満たない場合は中止、または、延期する場合があります。

建災防広島県支部(082)228-8250

広島県支部各分会

広島分会(082)228-8252 福山分会(084)924-4320 尾道分会(0848)22-8918 廿日市分会(0829)31-0196
呉分会(0823)22-6886 三原分会(0848)63-9920 三次分会(0824)62-4391

ホームページアドレス

建災防広島県支部 <https://www.jcosh-hiroshima.jp/>
 建災防広島県支部広島分会 <https://www.jcosh-hiroshima.jp/hirosimabunkai/>
 建災防広島県支部福山分会 <https://jcosh-fukubun.org/>
 建災防広島県支部三次分会 <https://ww7.enjoy.ne.jp/~kkm62/>